

健康保険証に変更があったとき、 変更届が必要な場合があります！

◆乳幼児等医療費受給者の場合

変更届の際に必要な物	○乳幼児の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたときなど ○扶養者が変わったとき ○乳幼児や受給者の氏名が変わったとき ○乳幼児の住所が変わったとき	乳幼児の健康保険証・受給者証・印鑑 ※被保険者（扶養者）が変わった場合は所得課税証明書も必要となる場合があります。 受給者証・印鑑 受給者証・印鑑
------------	---	--

◆重度心身障害者等医療費受給者の場合

変更届の際に必要な物	○新しく手帳が交付されたとき ○新しく手帳が交付されたとき ○加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたときなど ○新しく手帳が交付されたとき ○障がい（障害）の程度や等級の変更がない場合を含む） ○扶養義務者に変更があったとき ○住所や氏名が変わったとき	健康保険証・受給者証・印鑑 身体障害者手帳・療育手帳・受給者証・印鑑 身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑 受給者証・印鑑
------------	--	--

【お問い合わせ・届出先】 市健康増進課（市役所1階④番窓口）

TEL 32・2113 / FAX 35・0173

相談員養成講座の 受講生を募集

いのちの希望の相談員や傾聴ボランティアを志される方、相談員養成講座を受講してみませんか？

【研修期間】 1ヶ年41回

【受講料】 ※受講料の途中返還はありません

1年間41回3万円（受講料6万円のうち今年度は特別に半額公費補助があり、3万円となります。）

・通信講座「人間成長カウンセリング講座」3万円

【コース】 徳島、県南、県西、県央、藍住、通信

【お問い合わせ・資料請求・お申し込み】

いのちの希望 社会福祉法人徳島県自殺予防協会

TEL 088・652・6171

FAX 088・623・9141

ご近所同士の見守りを 心掛けましょう

下記の状況が数日間続いていませんか？

- 姿が見えない。
- 新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物が干したままになっている。
- 電気がつけっぱなしになっている。



『おかしいな?』と思ったら迷わず連絡してください。

【連絡先】

- ◆市介護福祉課 ☎ 32・3507
- ◆市地域包括支援センター ☎ 32・4040
- ◆小松島警察署 ☎ 32・0110